

災害時における被災者支援に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新庄市内で地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を、甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 この協定において被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記についての相談
- (2) 土地の筆界に関する相談
- (3) 筆界特定の手続に関する相談

（要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して支援業務を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 要請の事由及び内容
- (2) 支援業務を実施する場所
- (3) 支援業務を実施する機関

（土地家屋調査士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から土地家屋調査士業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（支援業務の場所の調整及び広報）

第5条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に規定する支援業務に要する費用は無償とする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新庄市沖の町10-37

新庄市

新庄市長

山尾順一


乙 山形市緑町一丁目4番35号

山形県土地家屋調査士会

会長

今野敏
